改正派遣法に基づくマージン率の公開

SCY ジャパン株式会社
対象期間:2025 年 7 月 1 日～2026 年 6 月 30 日

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

派遣労働者の数	22 人 （2026 年 6 月 30 日付け派遣労働者数）
派遣先事業所の数	1
労働者派遣に関する料金の額	49,614 円 （労働者派遣料金の平均額）
派遣労働者の賃金の額	23,365 円 （派遣労働者賃金の平均額）
マージン率	52.9%
教育訓練に関する事項	オフィススキルに応じて、Office (WORD, Excel, PPT)研修を実施しています。業務内容に応じて、業務フォロー研修、半導体ロジック・アナログ設計技能研修、EDA ツール研修を実施しています。プロジェクト管理に応じて、PMP プロジェクト管理に関する研修を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます。
労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有

上記労使協定の有効期間	2027 年 3 月 20 日（協定書の有効期間終期）
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティング相談窓口・連絡先	東京本社　高橋　03-6802-8191

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの皆さまの賃金となります。 その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また、派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、広告宣伝費、教育費、福利厚生費、社員の人件費、システム維持・改善費、オフィスの家具など、事業運営に必要な経費があります。